

確認問題 1

制限行為能力者

- 問 1 土地を売却すると、土地の管理義務を免れることになるので、婚姻していない未成年者が土地を売却するに当たっては、その法定代理人の同意は必要ない。
- 問 2 成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物を売却するためには 家庭裁判所の許可が必要である。
- 問 3 被保佐人については、不動産を売却する場合だけではなく、日用品を購入する場合も、保佐人の同意が必要である。
- 問 4 被補助人が法律行為を行うためには、常に補助人の同意が必要である。
- 問 5 成年被後見人が行った法律行為は、事理を弁識する能力がある状態で行われたものであっても、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りではない。
- 問 6 未成年者は、婚姻をしているときであっても、その法定代理人の同意を得ずに行った法律行為は、取り消すことができる。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りではない。
- 問 7 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者につき、四親等内の親族から補助開始の審判の請求があった場合、家庭裁判所はその事実が認められるときは、本人の同意がないときであっても同審判をすることができる。
- 問 8 被保佐人が、保佐人の同意又はこれに代わる家庭裁判所の許可を得ないで土地の売却は、被保佐人が行為能力者であることを相手方に信じさせるため詐術を用いたときであっても、取り消すことができる。
- 問 9 後見や保佐の場合と異なり、補助の場合には本人に相当程度の判断能力があり、補助人が代理権を付与されただけのときには、補助人の行為能力は制限されない。
- 問 10 被保佐人Pは、第三者Qが銀行から融資を受けるにあたり、自己が被保佐人であることを単に告げないでその債務を保証した。Pは当該保証契約を取り消すことができない。
- 問 11 制限行為能力者の相手方が催告したとき、制限能力者側から 1 カ月以上の期間内に確答

なき場合は、すべて追認したものとみなされる。

問 12 A所有の不動産につき、Aを売主、Bを買主とする売買契約が締結されたが、Aは未成年者であり、未成年後見人であるCの同意を得ていなかった。

「Aの行為は無効であるが、その後Bから当該不動産を買い受けたDは、Aが制限行為能力者であることを知らなかった場合は、A及びCは、Dに対し、Aの行為が無効であることを対抗できない。」

問 13 買主Bが被保佐人であり、保佐人の同意を得ずにAとの間で売買契約を締結した場合、当該売買契約は当初から無効である。

問 14 買主Cが意思無能力者であった場合、Cは、Aとの間で締結した売買契約を取り消せば、当該契約を無効にできる。

問 15 買主である団体Dが法律の規定に基づかずに成立した権利能力を有しない任意の団体であった場合、DがAとの間で売買契約を締結しても、当該土地の所有権はDに帰属しない。

問 16 A所有の不動産につき、Aを売主、Bを買主とする売買契約が締結されたが、Aは未成年者であり、未成年後見人であるCの同意を得ていなかった。この場合、AB間の契約締結後、AまたはCによる取り消しの意思表示がないまま、Aが成年に達した場合、この契約は、始めから有効であったものとみなされる。

問 17 父母とまだ意思疎通することができない乳児は、不動産を所有することができない。

問 18 営業を許可された未成年者が、その営業のための商品を仕入れる売買契約を有効に締結するには、父母双方がいる場合、父母のどちらか一方の同意が必要である。

問 19 男女とも満18歳になれば婚姻できるが、父母双方がいる場合には、必ず父母双方の同意が必要である。

問 20 成年被後見人が第三者との間で建物の贈与を受ける契約をした場合には、成年後見人は、当該法律行為を取り消すことができない。

問 21 成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物を売却する場合には、家庭裁判所の許可を要しない。

問 22 未成年後見人は、自ら後見する未成年者について、後見開始の審判を請求することはできない。

問 23 成年後見人は家庭裁判所が選任する者であるが、未成年後見人は必ずしも家庭裁判所が選任する者とは限らない。